

令和3年9月1日

▼タイトル

市職員の懲戒処分について（民家敷地への不法投棄事案）

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いましたので資料提供します。

記

- 1 被処分者 総務部 主査級 31歳 男性
- 2 処分の内容 停職1か月（地方公務員法第29条第1項第1号および第3号）
- 3 処分年月日 令和3年9月1日
- 4 事件の概要
被処分者は、令和3年6月1日の午前2時頃、高島市安曇川町青柳地先の一般民家の敷地内に個人の不要な家財道具等を投棄し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、罰金30万円の処分を受けた。
- 5 処分理由
この非違行為は、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するとともに、同法第33条「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」の規定に違反する。

▼問い合わせ先

- 所 属： 高島市役所 総務部 人事課
- 電話 番号： 0740（25）8525